

東京海上日動  
あんしん生命

# 長生き支援終身

低解約返戻金型終身介護保険【無配当】  
特定疾病保険料払込免除特別 年金支払特約 付加

万一のときも、介護のときも、  
長生きにもお役に立てる多機能型終身保険。



長生きの時代に  
長生きを楽しむための  
保険でございます。



責任開始期について(責任開始期とは、申し込まれたご契約の保障が開始される時期をいいます)

お申し込みいただいたご契約を当社がお引き受けすることを決定した場合、第1回保険料相当額のお払込方法に応じ、責任開始期は以下のようになります。

第1回保険料相当額のお払込方法	責任開始期
①口座振替(「責任開始期に関する特約」付加)によりお払込みされた場合	ご契約のお申込みを受けた時または告知の時のいずれか遅い時
②金融機関から直接お振り込みされた場合	当社指定の口座に着金した時(告知前に着金した時は告知の時)
③クレジットカードによりお払込みされた場合	当社がクレジットカードの有効性等を確認した時(告知前に確認したときは告知の時)

保険金等のお支払事由・保険料払込の免除事由について

この保険で支払われる保険金、保険料払込免除事由は以下のとおりです。保険金等をお支払いできない場合、保険料の払込免除とならない場合もあります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。複数の保険金の支払事由に該当しても**死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金は重複してお支払いしません。**

保険金の種類	お支払事由の概要	お支払する保険金額等	受取人	免責事由
死亡保険金	死亡されたとき	保険金額 (解約返戻金額が保険金額を上まわる場合は、解約返戻金額と同額を保険金としてお支払いします)	死亡保険金受取人	<ul style="list-style-type: none"> <li>責任開始日から3年以内に被保険者が自殺したとき</li> <li>契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき</li> <li>戦争その他の変乱によるとき(*1)</li> </ul>
高度障害保険金	所定の高度障害状態に該当したとき		被保険者(*2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約者または被保険者の故意によって被保険者が高度障害状態になられたとき</li> <li>戦争その他の変乱によるとき(*1)</li> </ul>
介護保険金	次の①②いずれかに該当したとき ①公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき(*3) ②所定の要介護状態が180日を超えて継続したと医師によって診断確定されたとき			<ul style="list-style-type: none"> <li>契約者または被保険者の故意または重大な過失によって被保険者が要介護状態になられたとき</li> <li>被保険者の犯罪行為によるとき</li> <li>被保険者の薬物依存によるとき</li> <li>戦争その他の変乱によるとき(*1)</li> </ul>

- \*1: 該当被保険者数の増加が計算基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その影響の程度に応じ、保険金の全部もしくは一部をお支払いします。
- \*2: 保険契約者が法人で、死亡保険金受取人が保険契約者である場合には、保険契約者が受取人となります。
- \*3: この保険の給付にかかわる公的介護保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、介護保険金のお支払事由の変更を行うことがあります。

- 【保険料の払込免除について】
- 以下のいずれかに該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。
- 不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になったとき
  - 特定疾病保険料払込免除特別が付加されている場合で、以下の①または②に該当したとき(\*4)
    - ①初めて悪性新生物(\*5)と診断確定されたとき(\*6)
    - ②心疾患または脳血管疾患(\*5)を発病したと診断され、所定の手術(\*7)または継続20日以上入院治療を受けたとき
  - \*4: 公的医療保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、保険料払込みの免除事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。
  - \*5: 上皮内新生物や高血圧性心疾患は対象になりません。対象となる疾病の詳細については、普通保険約款の別表をご確認ください。
  - \*6: 責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(責任開始期前を含みます。)に悪性新生物に罹患した場合、保険料払込みの免除はいたしません。この場合、その後新たに悪性新生物と診断確定された場合、保険料払込みの免除はいたしません。悪性新生物は、病理組織学的所見により医師によって診断確定される必要があります。ただし、病理組織学的所見が得られない場合は、その他の所見を認めることがあります。
  - \*7: 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として挙挙されている手術および先進医療に該当する手術を対象とします。先進医療とは、公的医療保険制度の法律に定める評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(厚生労働大臣が先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等で行われるもの)に限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた時点で公的医療保険制度の給付の対象となっていた場合等は、先進医療とはいいません。

低解約返戻金型について <ご契約に際してご注意いただきたいこと>

- この保険は、保険料払込期間を「低解約返戻金期間」に指定し、「低解約返戻金割合」を70%に設定しています。
  - 低解約返戻金期間中の解約返戻金は、解約返戻金を低く設定しない場合の解約返戻金の70%となります。(既払込保険料に対する割合ではありません。既払込保険料にこの低解約返戻金割合を乗じても解約返戻金にはなりません。)
  - ご契約を途中で解約されると解約返戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返戻金の額は、契約年齢・保険料払込期間・経過年月数・保険料払込年月数などにより異なります。
  - 低解約返戻金期間中については、解約返戻金の水準が低いことに応じて、右記のお取扱となりますので、ご注意ください。
- | 制 度                                     | 低解約返戻金期間中のお取扱          |
|---|------------------------|
| 解約返戻金の当社所定の範囲内でお貸し付けする制度(契約者貸付)         | お貸し付けできる金額が少なくなります。    |
| 保険料のお払込が困難になった場合、保険料をお立て替える制度(保険料の振替貸付) | お立て替える回数も少なくなります。      |
| 払済保険への変更                                | 変更後の払済保険の保険金額は少なくなります。 |

配当について

この保険は無配当保険ですので配当金はありません。

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の取扱者/代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、当社の取扱者/代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、当社カスタマーセンターまでご連絡ください。

ご契約の際には「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。お申込の前に必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえ、大切に保管してください。

主な記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保険の特長と仕組</li> <li>■クーリング・オフ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保険金・給付金等のお支払</li> <li>■元本欠損が生じる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■契約者配当</li> <li>■健康状態・職業などの告知義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■解約返戻金</li> <li>■特約について</li> <li>■保険会社の責任開始期 など</li> </ul>
--------	--	--	---	---

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている終身保険です。「保険種類のご案内」は、当社の取扱者/代理店または営業店にご請求ください。

募集代理店

募集代理店は同封の送付状「募集代理店」欄をご覧ください。

引受保険会社  
**東京海上日動あんしん生命保険株式会社**  
東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館 〒100-0005

東京海上日動あんしん生命

**大切** より正確にあんしん生命の「長生き支援終身」を知っていただくために、とくにしっかりと伝えたいポイントに左のマークを付けました。ご契約の前には、同封の「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて必ずご確認くださいませようお願いします。

東京海上日動  
あんしん生命

# 長生き支援終身の特長



低解約返戻金型終身介護保険【無配当】  
特定疾病保険料払込免除特則 年金支払特約 付加

保障が  
一生涯で  
あんしん!

# 1

死亡・高度障害の保障はもちろん、介護の保障も**一生涯**続きます。  
●死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金のいずれかをお受け取りいただいた場合、ご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。

要介護2  
以上で  
お受け取り!

# 2

介護保障は公的介護保険で**要介護2以上**と認定\*1されたとき、または当社所定の要介護状態\*1になられたときにお受け取りいただけます。  
介護保険金は**一時金**としてお受け取りいただけますので、要介護状態になられたときの初期費用を準備できます。  
●介護保険金をお受け取りいただいた場合、ご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。  
●介護保険金を年金としてお受け取りいただくこともできます。  
\*1 詳細はパンフレットP7「介護保険金のお支払事由について」をご参照ください。



老後の  
生活資金にも  
活用できる!

# 3

**解約返戻金**をご活用いただけます。長期的な貯蓄の機能も備えていますので、老後の生活資金にもご活用いただけます。  
●解約された場合、以後の保障はなくなります。  
●この保険は、保険料払込期間を「低解約返戻金期間」に指定し、「低解約返戻金割合」を70%に設定しています。  
●ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。  
●特定疾病保険料払込免除特則により保険料のお払込みが免除された場合または払済保険に変更した場合は、それ以後の解約返戻金の計算には「低解約返戻金割合」の70%を乗じません。



# 4

【特定疾病保険料払込免除特則】  
悪性新生物と診断確定されたとき、または、心疾患もしくは脳血管疾患により、所定の治療を受けられたとき、  
**将来の保険料のお払込は不要**です。

年金として  
お受け取り  
できる!

# 5

【年金支払特約】  
介護保険金を一時金ではなく、10年間にわたり  
**年金としてお受け取り**いただき、  
介護費用や生活費に充てることも可能です。



## リビング・ニーズ特約について (全タイプに付加しています。)

リビング・ニーズ特約とは主契約の全部または一部について、主契約の被保険者の余命が6ヶ月以内であると判断されたときに、将来の保険金の支払いにかえて、被保険者本人に特定状態保険金が支払われるものです。この特約を付加するための保険料は必要ありません。

## 指定代理請求特約について (全タイプに付加しています。)

高度障害保険金やリビング・ニーズ特約の特定状態保険金(以下、保険金といいます。)の受取人は被保険者ですが、病気やケガにより保険金を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金受取人の代理人として保険金を請求することができます。指定代理請求人は、被保険者の同意を得て保険契約者にあらかじめ指定していただいた方1名とします(ただし、保険金受取人が法人である場合は指定することはできません。)また、保険金請求時において、次のいずれかに該当することが必要です。  
●被保険者の戸籍上の配偶者 ●被保険者の直系血族 ●被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

## お申込みに際し、ご注意いただきたいこと

- お申込書類の**契約者・被保険者(自署)欄**のお名前は、ご本人様がそれぞれご記入ください。
- クレジットカード名義人は、契約者ご本人様のみのお取扱いとなります。
- 当社がお申込みを受付けた後は、クーリング・オフの場合を除いてキャンセルができませんのでご注意ください。

「契約者」とは、保険会社と保険契約を結び契約上のいろいろな権利(たとえば、契約内容変更等の請求権)と義務(たとえば、保険料支払義務)を持つ人のことをいいます。  
「被保険者」とは、生命保険の対象として保障されている人のことをいいます。

## 質の高い「長生き」をご支援するために、一生涯の保障に介護の保障をセットにしました。

長生きは稀なことではありません。だから**“一生涯の終身保障”**があんしんです。

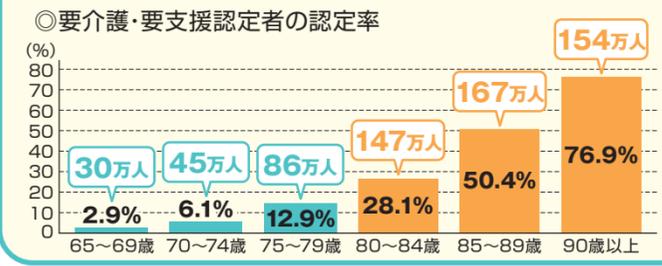
例えば、  
40歳男性のうち**80歳を迎える人は約6割**、  
40歳女性のうち**80歳を迎える人は約8割**となっています。

◎男女別・年齢別生存者数(100人あたり)

現在年齢	30歳		40歳		50歳		60歳	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
65歳	89人	94人	90人	95人	92人	96人	95人	98人
70歳	84人	92人	84人	92人	86人	93人	89人	95人
75歳	75人	88人	76人	88人	77人	89人	80人	91人
80歳	63人	81人	64人	82人	65人	82人	68人	84人
85歳	46人	69人	46人	69人	47人	70人	49人	72人
90歳	25人	50人	26人	50人	26人	50人	27人	51人

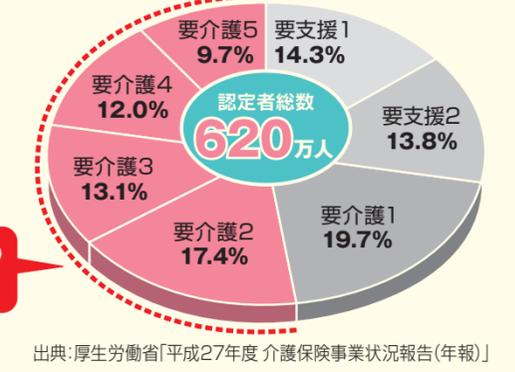
出典:厚生労働省「平成28年簡易生命表」より当社で試算

年齢を重ねるごとに介護のリスクが高まります。だから終身保険に**“介護の保障”**をつけました。

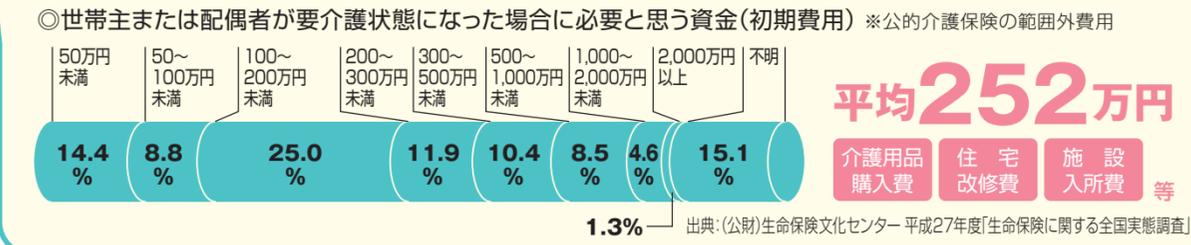


80~84歳では**約4人に1人**、  
85歳以上になると**約2人に1人**が  
要介護・要支援認定者になっています。  
出典:(公財)生命保険文化センター2017年11月改訂「介護保障ガイド」  
(厚生労働省「介護給付費実態調査(平成29年3月調査分)」および  
総務省統計局「人口推計(平成29年8月報)」  
(平成29年3月1日現在(確定値))より生命保険文化センターで試算)

軽度であっても要介護状態となったら、大変です。だから介護保障の対象を**“要介護2以上”**としました。



介護の初期費用に多くの資金が必要だとお考えの方が多いため、  
初期費用に対応できる**“一時金”**にしました。



# 長生き支援終身

低解約返戻金型終身介護保険 [無配当]  
特定疾病保険料払込免除特則 年金支払特約 付加

## 介護にも備えられるからあんしん。 ご自身に、ご家族に、思いやりのある 終身保険です。

長生き支援終身(低解約返戻金型終身介護保険[無配当])	
被保険者	30歳・男性
保険金額	500万円
保険期間/保険料払込期間	終身/60歳まで
低解約返戻金期間	60歳まで(ご契約日から保険料払込期間が満了する日の24時まで)
低解約返戻金割合	70%
月払保険料(口座振替)	13,835円(特定疾病保険料払込免除特則 付加の場合)

2018年4月2日現在

### 万ーのとき

### 所定の要介護状態1になられたとき

死亡または所定の高度障害になられたとき、死亡保険金・高度障害保険金をお受け取りいただけます。

公的介護保険で要介護2以上と認定1されたとき、または当社所定の要介護状態1になられたとき、介護保険金をお受け取りいただけます。

1 P7「介護保険金のお支払事由について」をご覧ください。

- 死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金のいずれかをお受け取りいただいた場合、ご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。
- 解約返戻金額が保険金額を上まわる場合、解約返戻金額と同額を保険金としてお受け取りいただけます。
- 年金支払特約を付加することで、介護保険金を年金としてお受け取りいただくことも可能です。

死亡保険金・高度障害保険金

もしくは

介護保険金

# 500万円

### 特定疾病保険料払込免除特則を付加した場合

悪性新生物2と診断確定されたとき、または、心疾患3もしくは脳血管疾患により所定の治療を受けられたとき、

**将来の保険料のお払込は不要です。**

2 「上皮内新生物」は対象になりません。また、責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(責任開始期前を含みます。)に悪性新生物に罹患した場合は、保険料の払込免除はいたしません。この場合、その後新たに悪性新生物と診断確定されても、保険料の払込免除はいたしません。

3 「高血圧性心疾患」は対象になりません。詳細につきましては、パンフレット裏面の【保険料の払込免除について】をご確認ください。

### 年金支払特約のご案内

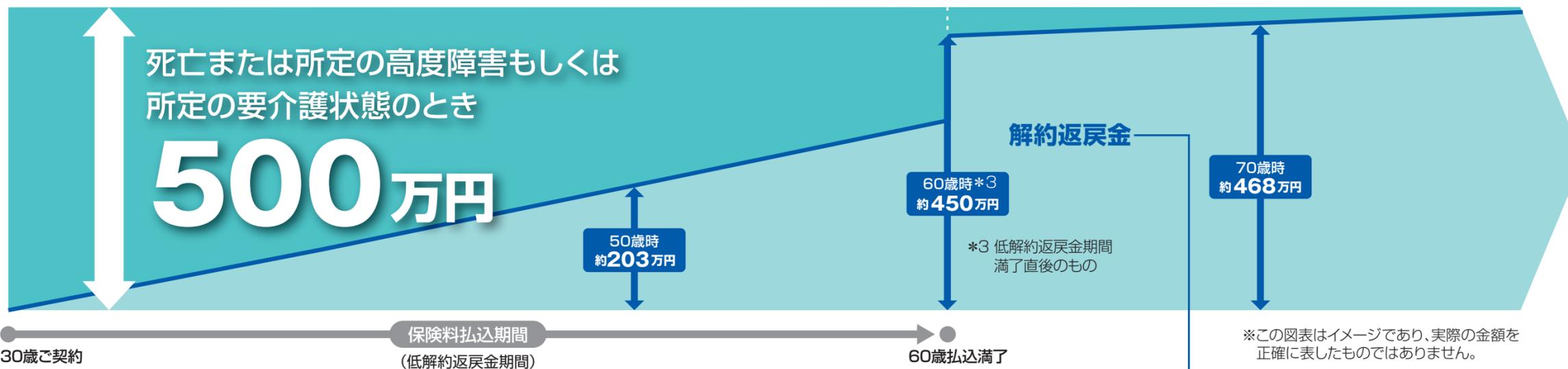
介護保険金を一時金ではなく、10年間にわたり年金としてお受け取りいただき、介護費用や生活費に充てることも可能です。

介護保険金を年金でお受け取りいただく場合



※年金受取の対象となるのは介護保険金のみとなります。年金支払開始日以降でも、将来の年金受取にかえて、その年金の現価を一括してお受け取りいただくことも可能です。

[健康祝金のないタイプ・特定疾病保険料払込免除特則 付加の場合]



※この図表はイメージであり、実際の金額を正確に表したものではありません。

**⚠️ ご注意ください。** 保険金等をお支払いできない場合があります。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

- 複数の保険金の支払事由に該当しても死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金(年金受取を含む)は、重複してお受け取りいただけません。
- 解約返戻金額が死亡・高度障害・介護保険金額を上まわる場合、解約返戻金額と同額を保険金としてお受け取りいただけます。

**解約返戻金** ご契約を解約し、解約返戻金をお受け取りいただくことも できます。

経過年数	5年	10年	20年	30年*4	40年	50年
解約返戻金①	約37万円	約100万円	約203万円	約315万円	約468万円	約482万円
払込保険料累計②	約83万円	約166万円	約332万円	約498万円	約498万円	約498万円
解約返戻率(①÷②)	45.4%	60.2%	61.2%	63.2%	94.0%	96.9%

低解約返戻金期間中の解約返戻金は、解約返戻金を低く設定しない場合の解約返戻金の70%となります。

(既払込保険料に対する割合ではありません。既払込保険料にこの低解約返戻金割合を乗じても解約返戻金にはなりません。)

- \*4 低解約返戻金期間満了直前のもの。低解約返戻金期間満了直後の解約返戻金は、約450万円(90.4%)。ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ※解約された場合、以後の保障はなくなります。

■ 月払保険料 (口座振替扱・クレジットカード払扱) ● 保険期間: 終身 ● 保険料払込期間: 60歳まで

**男性**

単位/円

ご契約日の 満年齢	保険金額			
	Jタイプ 500万円	Kタイプ 400万円	Lタイプ 300万円	Mタイプ 200万円
15歳	8,760	7,008	5,256	3,504
16歳	8,990	7,192	5,394	3,596
17歳	9,225	7,380	5,535	3,690
18歳	9,470	7,576	5,682	3,788
19歳	9,730	7,784	5,838	3,892
20歳	10,005	8,004	6,003	4,002
21歳	10,295	8,236	6,177	4,118
22歳	10,595	8,476	6,357	4,238
23歳	10,920	8,736	6,552	4,368
24歳	11,260	9,008	6,756	4,504
25歳	11,625	9,300	6,975	4,650
26歳	12,005	9,604	7,203	4,802
27歳	12,420	9,936	7,452	4,968
28歳	12,860	10,288	7,716	5,144
29歳	13,330	10,664	7,998	5,332
30歳	13,835	11,068	8,301	5,534
31歳	14,370	11,496	8,622	5,748
32歳	14,950	11,960	8,970	5,980
33歳	15,580	12,464	9,348	6,232
34歳	16,250	13,000	9,750	6,500
35歳	16,980	13,584	10,188	6,792
36歳	17,770	14,216	10,662	7,108
37歳	18,630	14,904	11,178	7,452
38歳	19,570	15,656	11,742	7,828
39歳	20,600	16,480	12,360	8,240
40歳	21,740	17,392	13,044	8,696
41歳	22,990	18,392	13,794	9,196
42歳	24,375	19,500	14,625	9,750
43歳	25,920	20,736	15,552	10,368
44歳	27,660	22,128	16,596	11,064
45歳	29,620	23,696	17,772	11,848
46歳	31,855	25,484	19,113	12,742
47歳	34,425	27,540	20,655	13,770
48歳	37,405	29,924	22,443	14,962
49歳	40,910	32,728	24,546	16,364
50歳	45,035	36,028	27,021	18,014

**女性**

単位/円

ご契約日の 満年齢	保険金額			
	Jタイプ 500万円	Kタイプ 400万円	Lタイプ 300万円	Mタイプ 200万円
15歳	8,630	6,904	5,178	3,452
16歳	8,855	7,084	5,313	3,542
17歳	9,090	7,272	5,454	3,636
18歳	9,340	7,472	5,604	3,736
19歳	9,605	7,684	5,763	3,842
20歳	9,880	7,904	5,928	3,952
21歳	10,170	8,136	6,102	4,068
22歳	10,475	8,380	6,285	4,190
23歳	10,800	8,640	6,480	4,320
24歳	11,140	8,912	6,684	4,456
25歳	11,505	9,204	6,903	4,602
26歳	11,895	9,516	7,137	4,758
27歳	12,305	9,844	7,383	4,922
28歳	12,740	10,192	7,644	5,096
29歳	13,210	10,568	7,926	5,284
30歳	13,705	10,964	8,223	5,482
31歳	14,245	11,396	8,547	5,698
32歳	14,815	11,852	8,889	5,926
33歳	15,430	12,344	9,258	6,172
34歳	16,090	12,872	9,654	6,436
35歳	16,805	13,444	10,083	6,722
36歳	17,575	14,060	10,545	7,030
37歳	18,415	14,732	11,049	7,366
38歳	19,320	15,456	11,592	7,728
39歳	20,315	16,252	12,189	8,126
40歳	21,405	17,124	12,843	8,562
41歳	22,600	18,080	13,560	9,040
42歳	23,920	19,136	14,352	9,568
43歳	25,395	20,316	15,237	10,158
44歳	27,035	21,628	16,221	10,814
45歳	28,885	23,108	17,331	11,554
46歳	30,990	24,792	18,594	12,396
47歳	33,400	26,720	20,040	13,360
48歳	36,205	28,964	21,723	14,482
49歳	39,515	31,612	23,709	15,806
50歳	43,425	34,740	26,055	17,370

2018年4月2日現在

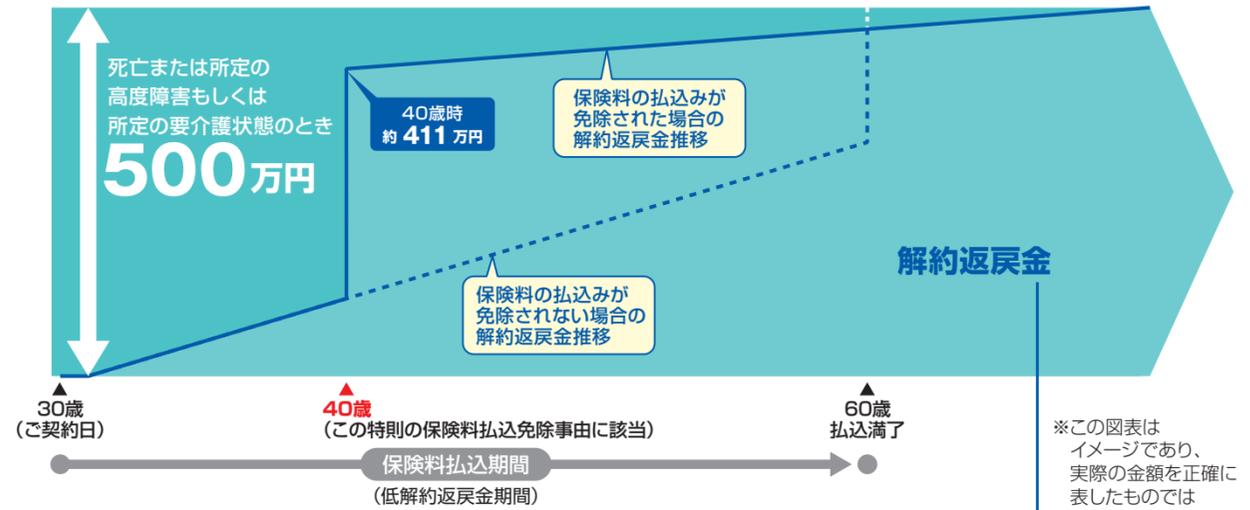
**特定疾病保険料払込免除特則により、保険料の払込みが免除された場合の例**

長生き支援終身(低解約返戻金型終身介護保険[無配当]) ※健康祝金なしのタイプ	
被保険者	30歳・男性
保険金額	500万円
保険期間/保険料払込期間	終身/60歳まで
低解約返戻金期間	60歳まで(ご契約日から保険料払込期間が満了する日の24時まで)
低解約返戻金割合	70%
月払保険料(口座振替扱)	13,835円(特定疾病保険料払込免除特則を付加)



2018年4月2日現在

<40歳のときに、特定疾病保険料払込免除特則により、保険料の払込みが免除された場合>



<40歳のときに、特定疾病保険料払込免除特則により、保険料の払込みが免除された場合>

**ご契約を解約し、解約返戻金を治療費等に充てていただくことで、  
3大疾病時の保障としても活用することができます。**

- 保険料の払込みが免除された場合は、将来の保険料が一時に払い込まれたものとして解約返戻金を計算します。
- それ以後の解約返戻金には「低解約返戻金割合」の70%を乗じません。

経過年数(年齢)	5年(35歳)	10年(40歳)	20年(50歳)	30年(60歳)	40年(70歳)
解約返戻金①	約37万円	約411万円	約431万円	約450万円	約468万円
払込保険料累計②	約83万円	約166万円			
解約返戻率(①÷②)	45.4%	248.1%	259.8%	271.1%	282.0%

※所定の身体障害状態に該当したことにより保険料の払込みが免除されたときは、免除事由が生じた後も引き続き、契約当日ごとに保険料の払込みがあるものとして解約返戻金を計算します。低解約返戻金期間中は、「低解約返戻金割合」の70%を乗じます。

保障内容、お申込方法などで  
ご不明な点・ご質問などございましたら、  
右記のフリーダイヤルまでお気軽に  
お問い合わせください。

あんしん  
サポートデスク ☎0120-889-564  
ハヤク コール ヨ  
ご対応時間/9:00~18:00 土曜・日曜・祝日及び当社休業日は休みとさせていただきます。

# 介護保険金のお支払事由について

◎ 下記2つのいずれかに該当した場合、介護保険金をお支払いします。

- 1 公的介護保険で要介護2以上と認定
- 2 当社所定の要介護状態に該当

## ■ 年齢別の対象範囲

被保険者の年齢	公的介護保険【要介護2以上】	当社所定の要介護状態
65歳以上	要介護状態になった原因を問わず対象	年齢を問わず対象
40～64歳以下	要介護状態になった原因は加齢に伴う特定疾病に限定	
40歳未満	支払対象外 (40歳未満は公的介護保険の対象外)	

## 1 公的介護保険で要介護2以上と認定

軽度	要介護2	公的介護保険における要介護度別の身体状態のめやす(例)
	要介護3	食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱は何とかなできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
	要介護4	食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
	要介護5	食事にときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
重度	要介護5	食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

出典：(公財)生命保険文化センター2017年11月改訂「介護保障ガイド」  
 ※長生き支援終身の介護保険金のお支払の対象となる公的介護保険の要介護2以上の状態とは、平成28年4月1日における介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第7条第1項および第3項、介護保険法施行令(平成10年12月24日政令第412号)第2条、介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)第2条ならびに要介護認定に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条に定める要介護者に該当し、かつ、その該当する要介護状態区分が要介護2から要介護5までのいずれかであることをいいます。

第2号被保険者(40～64歳以下の公的医療保険加入者)の場合は、介護保険法施行令第2条に規定する**特定疾病**が原因で、要介護2以上の状態に該当したときに限ります。

特定疾病	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん(末期)</li> <li>・関節リウマチ</li> <li>・筋萎縮性側索硬化症</li> <li>・後縦靭帯骨化症</li> <li>・骨折を伴う骨粗鬆症</li> <li>・初老期における認知症</li> <li>・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(パーキンソン病関連疾患)</li> <li>・脊髄小脳変性症</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脊柱管狭窄症</li> <li>・早老症</li> <li>・多系統萎縮症</li> <li>・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症</li> <li>・脳血管疾患</li> <li>・閉塞性動脈硬化症</li> <li>・慢性閉塞性肺疾患</li> <li>・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症</li> </ul>

2018年1月現在の公的介護保険制度の概要を説明しています。詳細は市町村の公的介護保険制度の窓口までお問い合わせください。この保険の給付にかかわる公的介護保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、介護保険金のお支払事由の変更を行うことがあります。

## 2 当社所定の要介護状態に該当

当社所定の要介護状態とは、寝たきりまたは認知症により介護を必要とする状態をいい、介護保険金のお支払の対象となるためには、下のA、Bいずれかに該当し要介護状態が**180日を超えて継続**したと医師により診断確定されることが必要です。

<p><b>A</b> 常時寝たきり状態で、右のaに該当し、かつ、右のb～eのうち2項目以上に該当して他人の介護を必要とする状態</p>	<p>a. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。                  b. 衣服の着脱が自分ではできない。                  c. 入浴が自分ではできない。                  d. 食物の摂取が自分ではできない。                  e. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。</p>	<p><b>B</b> 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を必要とする状態</p>
--	--	--

# よくあるご質問と回答

- Q1** どのような場合に介護保険金を受け取れますか?  
**A1** 公的介護保険で要介護2以上と認定されたとき、または当社所定の要介護状態になられた(要介護状態が180日を超えて継続したと医師により診断確定された)ときに、介護保険金をお受け取りいただけます。
- Q2** 介護保険金を年金で受け取っている間に、要介護状態から回復した場合は?  
**A2** 介護保険金を年金で受け取っている間に、要介護状態から回復した場合でも、引き続き年金をお受け取りいただけます。
- Q3** 払い込んだ保険料は、「保険料控除」の対象となりますか?  
**A3** お払い込みいただいた保険料は、一般生命保険料控除の対象となり、税制面でのメリットがあります。(介護医療保険料控除の対象にはなりません。)

## あんしんセエメエの健康・長生き学園

当社と東京海上グループ会社が持つ、健康・長生き・介護に関する様々な情報を提供するWebサイトです。

健康寿命を伸ばそう

- 事例でみる5疾病
- アンチエイジング研究に基づく、健康と長生きのヒント
- 生活習慣病のチェックと予防

豊かな老後のために

- セカンドライフに必要な資金
- 介護のための「知識」と「備え」

## 保険金・保険料払込免除を確実にご請求いただくために「あんしん生命」からお願いがございませぬ。

■ 保険金・給付金等を確実にご請求いただくために指定代理請求人をご指定ください。

**指定代理請求について**  
 保険金・給付金受取人(=被保険者)が保険金・給付金をご請求できない特別な事情がある場合、保険契約者(=被保険者)が保険料のお払込免除のご請求ができない特別な事情がある場合等、あらかじめ指定された「指定代理請求人」が代理請求することができます。

ご請求できない「特別な事情」とは、「傷害または疾病により、保険金・給付金等を請求する意思表示ができない場合」「傷病名の告知を受けていない場合」「その他これに準じた状態である場合」です。

**代理請求をされる場合のご留意点**  
 代理請求により、保険金・給付金等をお支払いした場合や保険料のお払込免除をした場合、被保険者にはその旨ご連絡はいたしません。保険金・給付金等のお支払い後や保険料のお払込免除後に、被保険者(または保険契約者)から契約内容についてのご照会があったときは、保険金・給付金等をお支払いした旨や保険料のお払込免除をした旨、回答せざるをえないことがあります。このため、被保険者(または保険契約者)に傷病名等を察知される可能性があることをご了承ください。詳しくは「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

■ 保険金をご請求の際は、以下の点にご注意ください。

この保険では、健康祝金をお支払いするタイプにご契約の場合、健康祝金のお支払事由に該当する日(「70歳・75歳・80歳」もしくは「80歳・85歳・90歳」に到達する年単位の契約当日)より前の一定の期間、解約返戻金額が保険金額を上回る期間があります。その場合は解約返戻金額と同額を保険金としてお受け取りいただけます。保険金を請求いただく場合、以下の点にもご注意ください。

- 高度障害保険金と介護保険金の双方のお支払事由に該当している場合、それぞれのお支払事由に該当した日よりお受け取りいただける額が異なることがあります。
- 高度障害保険金または介護保険金のそれぞれのお支払事由に該当した日と解約日が異なる場合、保険契約を解約した方がお受け取りいただける額が大きくなる場合があります。

なお、高度障害保険金または介護保険金の受取人は被保険者、解約返戻金の受取人は保険契約者となります。また、高度障害保険金または介護保険金と解約返戻金では税法上の取扱が異なりますのでご注意ください。

【保険金等の請求のご連絡先】  
 ◎ 保険金請求受付専用ダイヤル  
 ☎ 0120-536-338 受付時間 平日9:00～18:00、土曜9:00～17:00 (日曜・祝日・年末年始を除きます。)  
 ◎ 当社ホームページからご連絡いただけます。  
<http://www.tmn-anshin.co.jp/>

## 「あんしん生命のお客様への特別なサービス」

この保険にご契約いただいたお客様・ご家族は  
**介護・医療の専門家による各種サービスを無料でご利用いただくことができます。**

### 介護お悩み電話・訪問相談サービス

介護と向き合うお客様・ご家族をサポートします。

☎ **0120-285-110**

受付時間 平日9:00~17:00  
 (土・日・祝日・年末年始を除きます。)

#### 電話相談サービス

介護に関するお悩みに、専門の相談員がお電話で親身にお応えします。

あんしん生命の保険にご加入のお客様およびそのご家族がご利用いただけます。



#### 訪問相談サービス

ケアマネジャーが訪問し、ケアプランの骨子の作成またはケアプランに対するセカンドオピニオンを提供します。

長生き支援終身のご契約者・被保険者ご本人が公的介護保険における「要介護2以上」と認定された場合およびご契約者・被保険者の配偶者または同居の父母が公的介護保険における「要介護3以上」と認定された場合にご利用いただけます。



※2回目以降のご利用については有料となります。

### メディカルアシスト (各種医療サービス)

☎ **0120-363-992**

#### 緊急医療相談／一般の健康相談

24時間365日対応

現役の救急専門医と経験豊富な看護師が常駐しており、突然の病気やケガなど緊急の場合の対処方法をアドバイスします。



#### 予約制専門医相談

事前にご予約ください

さまざまな診療科の専門医が、日頃のおからだの不調やお悩みに関して詳しくお話を伺い、アドバイスをします。

※ご相談いただける診療科につきましては、メディカルアシストwebサイトをご覧ください。



#### がん専用相談窓口

事前にご予約ください

がんに関するさまざまなお悩みに、**大学病院の教授・准教授クラスを中心とした、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカー**がお応えします。



#### 医療機関案内

24時間365日対応

お客様のご要望に応じた医療機関をご案内します。夜間・休日の救急医療機関や旅先での最寄りの医療機関も即座に詳細情報をご提供します。



#### 転院・患者移送手配

24時間365日対応

出張先などで急遽入院した救急病院から、ご自宅近くの病院に転院するときなど、民間救急車や航空機特殊搭乗手続など一連の手配を代行します。  
 ※実費は、お客様のご負担となります。



### 人間ドック・脳ドック・がんPET検診優待サービス

- 人間ドック、脳ドック、がんPET検診を実施する全国の提携医療施設の中からお客様のご希望にかなった施設のご紹介と予約を行います。
- 通常料金から約5%~20%程度割引となる優待割引料金で受診することができます。  
 ※医療機関・検診内容によっては割引が適用されない場合もあります。個別の医療機関の料金については下記専用フリーダイヤルでお問い合わせください。

☎ **0120-633-877** 受付時間 平日9:30~17:30  
 (土曜・日曜・祝日、8/12~8/16、12/29~1/5は休業となります。)

### がんお悩み訪問相談サービス

- あんしん生命のご契約者様・被保険者様が「がん」と診断された場合に、専門の相談員が訪問し、お客様(ご家族)のお悩みをうかがい、不安の原因は何なのかを一緒に考え、解決に向けたサポートをいたします。

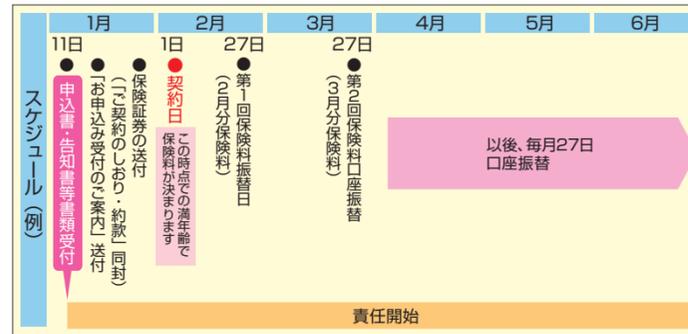
☎ **0120-363-992**  
 予約受付 24時間365日対応

サービスは予告なく変更される場合があります。各サービスは当社がグループ会社および提携会社を通じて提供します。詳細については、各サービスのチラシをご覧ください。

## お申込み受付から保障の開始(責任開始期)までのスケジュール

●保険料のお支払い方法は、**口座振替**(「責任開始期に関する特約」付加)と**クレジットカード払**からお選びいただけます。

### 口座振替(「責任開始期に関する特約」付加)を選択された場合

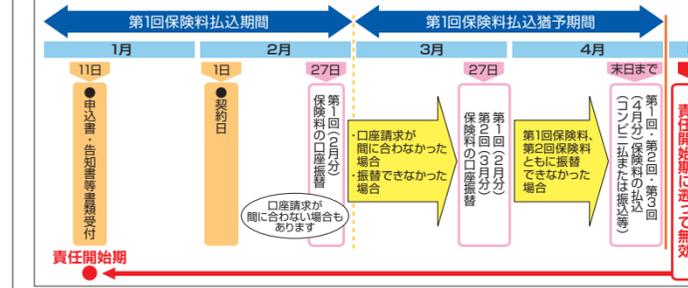


<保険料振替日は毎月27日(休業日の場合は翌営業日)になります>

- 第1回保険料のお支払方法を口座振替として、「責任開始期に関する特約」を付加したご契約をお申込みいただき、当社が承諾(お引受けすることを決定)した場合には、ご契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時を責任開始期とします。
- 月払契約の契約日は、責任開始期の属する月の翌月1日となります。(契約年齢は契約日時点での満年齢となります。)
- 原則として、「第1回保険料払込期間」※1内の所定の振替日に指定口座から第1回保険料の振替を行います。
- 第1回保険料払込期間内に第1回保険料が口座振替できなかった場合、翌月の所定の振替日(「第1回保険料払込予定期間」※2中)に再度指定口座へご請求します。(第2回保険料とともにご請求します。)

※1 第1回保険料払込期間	責任開始期からその翌月末日まで
※2 第1回保険料払込予定期間	第1回保険料払込期間満了日の翌月1日から翌々月末日まで

### 「第1回保険料払込予定期間満了日」までに第1回保険料のお支払いがなかった場合



<月払契約、責任開始期:1月11日 契約日:2月1日の場合>

- 当社が保険契約のお申込みを承諾した日によっては、第1回保険料の口座振替日が第1回保険料払込期間満了日の翌月(左図の場合は3月:「第1回保険料払込予定期間」中)になることがあります。この場合、指定口座への第1回保険料のご請求は一度だけになりますのでご注意ください。(第2回目以降の保険料とともにご請求します。)
- さらに、「第1回保険料払込予定期間」中の振替日に第1回保険料が口座振替できなかった場合は、当社がご案内する方法にしたがって、「第1回保険料払込予定期間」内(「第1回保険料払込期間」満了日の翌々月の末日まで)に保険料をお支払ください。(第2回・第3回保険料とともに合計3ヵ月分をお支払ください。)
- 第1回保険料払込予定期間内に第1回保険料のお支払いがなかった場合、ご契約は「第1回保険料払込予定期間」満了日の(左図の場合は4/30)の翌日に、責任開始期に遡って無効となります。ご契約が無効となった場合、責任準備金などその他の返戻金の払戻はありません。また復活のお取扱いはありません。

### クーリング・オフ(お申込みの撤回またはご契約の解除)について

申込書にご記入いただいた「お申込日」から、その日をきめて8日以内(郵便の消印日有効)であれば、書面を封書などで当社へ郵送いただくことでクーリング・オフを行うことができます。  
 ※書面の記載項目や郵送先、クーリング・オフできない場合など詳細は「注意喚起情報」や「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

### クーリング・オフ期間を過ぎてからご契約をおやめになる場合

解約のお手続きが必要となりますのでご了承ください。また、第1回保険料払込前に解約された場合や第1回保険料払込予定期間満了日までに第1回保険料のお支払いがなかったことにより責任開始期に遡ってご契約が無効となった場合は、**再び当社商品をお申込みいただく際に「責任開始期に関する特約」を付加した口座振替はご利用いただけませんのでご注意ください。**

- 申込書の有効期限は申込日の属する月の翌月末日までとなります。
- 第1回保険料が払い込まれるまでの期間は、保険料の払込方法の変更等ご契約の変更・保険料の払込の取扱いが一部制限されます。

- 第1回保険料をお支払いいただく前に、保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合、次のようなお取扱いとなります。

- ①保険金・給付金等を支払うとき:  
 第1回保険料(※1)を保険金・給付金等から差し引きます。(※2)
- ②保険料の払込免除のとき:  
 第1回保険料(※1)をお支払いいただけます。

- ※1: 第2回以後の保険料の払込期月の契約応当日が到来している場合は、第1回保険料と同様に第2回以後の保険料を差し引きます。
- ※2: お支払いする保険金・給付金等が第1回保険料に不足する場合は、第1回保険料をお支払いいただけます。

### クレジットカード払を選択された場合 <10日カード決済の場合>

※クレジットカードのお支払日は、お客様がお持ちのクレジットカード規約に基づくお支払日となります。



- 契約者ご本人様名義のクレジットカードに限りご利用いただけます。
- 当社がクレジットカードの有効性等を確認した時(告知前に確認した時は告知の時)を責任開始期とします。
- クレジットカードのご使用状況等の理由によりその有効性等の確認ができない場合、保障は開始いたしません。
- 月払契約の契約日は、責任開始期の属する月の翌月1日となります。(契約年齢は契約日時点での満年齢となります。)
- クレジットカードの有効性等が確認できた日が、保険料領収日となります。
- クレジットカードの有効性等が確認できない場合、契約日が遅れて、契約年齢・保険料が上がる場合があります。
- 本契約の保険料が変更となった場合は、変更後の保険料がクレジットカードの支払対象保険料となります。なお、保険料が増額となり、当該増額分保険料について、クレジットカードの有効性等の確認ができない場合、本契約のクレジットカードでのお取扱いができません。
- クレジットカードのお支払い回数は一括払となります。
- 保険料の決済日(ご契約者の口座から、保険料相当額がカード会社によって振り替えられる日)は、ご指定のカード会社により異なります。決済日はカード会社とご契約者(カード会員)との間の約定によりますので、契約時に加入期間中のカード決済日に関する指定・お約束はいたしません。
- カード会社の締切日と当社締切日との関係等により、2ヵ月分をまとめて1度にご請求させていただきます場合があります。
- 保険契約が成立した後、カード決済日の変更を目的とした異動(変更)手続きには応じられません。
- クーリング・オフ(お申込みの撤回またはご契約の解除)について  
 ご契約のお申込日または当社がクレジットカードの有効性等を確認した日のいずれか遅い日から、その日をきめて8日以内(郵便の消印日有効)であれば、書面を封書などで当社へ郵送いただくことでクーリング・オフを行うことができます。  
 ※書面の記載項目や郵送先、クーリング・オフできない場合など詳細は「注意喚起情報」や「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

下記の9ブランドのクレジットカードがご利用いただけます。(デビットカード、プリペイドカードはご利用いただけません。)

